

(別紙2)

## 審査の結果の要旨

氏名 廣瀬薫雄

本論文は、主として西暦前4世紀から後2世紀にかけての中国における法制の展開過程を考察し、この問題に対する新しい視点と枠組みを提示することを意図している。近年、墳墓から発見された新出土資料を利用して、当該時期の思想・制度や社会の様態を再考する研究が盛んである。著者は、これら出土文献の解読作法についての研鑽を積みながら、一方で古来知られていた文献(伝世文献という)も重視して、両者を突き合わせ、相互の資料価値を高めることを企てている。

論文は三部構成をとる。第一部「序論」は、中国法制史の権威である滋賀秀三氏の時代区分論に対する異議(第一章)、出土文献を扱う研究手法についての再考(第二章)、楚の地方から発見された出土資料の研究史整理(第三章)からなる。第二部「秦漢律令制度の研究」は、伝世文献である『晋書』に記載された法典沿革史が後世の創作にすぎないことの証明(第一章)、出土文献にもとづいての秦代における「令」の实在証明(第二章)、秦から漢にかけての「律」の特徴の考察(第三章)、散逸した漢代の「律」のある条文の復元(第四章)、漢代に官僚たちが定めて法律として機能するようになった「故事」の考察(第五章)からなる。第三部「出土法制史料の研究」は、包山楚簡(第一章)、張家山漢簡(第二章)、エチナ漢簡(第三章)、王杖木簡(第四章)、東牌楼東漢簡牘(第五章)の一部を解読する個別論考である。

伝統中国の法律は「律」と「令」からなり、それが日本古代の律令制の淵源となっていることは広く知られている。著者は、これらの法律制度が成立する過程について、新出土資料を巧みに利用することによって再構成し、また正史に記載されているがゆえに鵜呑みにされてきた事象を厳密な史料批判によって相対化して、新しい中国古代法制史を構築する作業を遂行した。著者は弛まぬ研鑽により修得した史料読解の方法を自家薬籠中のものとして活用し、従来の学説を塗り替える成果を挙げることに成功している。

第三部が有機的関連を欠く寄せ集めの観を否めないことなど、論文としての完成度には未熟なところもあるが、学界に対する貢献は多大であり、今後この分野での研究では必ず言及されるに違いない内容を具えている。よって、審査委員会は本論文が博士(文学)を授与するにふさわしい水準に達しているものと判断する。